

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 11 月 17 日 (金) 第 466 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定 (※) (環境保全課取扱い) 1
- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 3
- 公共測量の実施 (5件) (監理課取扱い) 4
- 都市計画都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針の変更案の縦覧 (都市計画課取扱い) 5
- 都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更案の縦覧 (都市計画課取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 6

### 公 告

- 落札者等の公告 (3件) (県立武岡台特別支援学校取扱い) 6
- (県立鹿児島特別支援学校取扱い) 6
- (県立鹿児島南特別支援学校取扱い) 7

### 正 誤

- 鹿児島県公報第454号 (令和5年10月6日付け) の一部訂正 (障害福祉課取扱い) 7
- 鹿児島県公報第456号の3 (令和5年10月13日付け) の一部訂正 (監査委員事務局取扱い) 8

## 告 示

### 鹿児島県告示第841号

環境基本法 (平成5年法律第91号) 第16条第2項の規定により, 次の表の水域欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型 (水質汚濁に係る環境基準について (昭和46年環境庁告示第59号) の別表2の2のウの類型欄に掲げるものをいう。以下同じ。)を次の表の該当類型欄に掲げるとおり指定するとともに, 当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間欄に掲げるとおり定める。

令和5年11月17日

鹿児島県知事 塩田康一

水 域	該当類型	達成期間
鹿児島湾(1) (別記1の水域)	生物特A	イ
鹿児島湾(2) (別記2の水域)	生物A	イ
八代海南部海域(1) (別記3の水域)	生物特A	イ
八代海南部海域(2) (別記4の水域)	生物A	イ

(注) 達成期間欄の「イ」とは, 直ちに達成することを示す。

(別記)

- 1 指宿市開聞崎と肝属郡南大隅町佐多岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって,

別記2の水域に係る部分を除いたもの

- 2 鹿児島市平川町新崎鼻（北緯31度26分56秒，東経130度31分1秒）の地点を基点として，同地点から90度1,700メートルの地点を結ぶ線，同地点と神瀬灯台（北緯31度34分1秒，東経130度35分24秒）を結ぶ線，同灯台と琉球人松（北緯31度36分31秒，東経130度34分28秒）を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域，喜入港船溜東防波堤灯柱（北緯31度23分40秒，東経130度32分28秒）を中心とする半径4,500メートルの円弧及び陸岸により囲まれた海域並びに北緯31度14分7秒，東経130度39分の地点を中心とする半径1,400メートルの円弧（北緯31度14分52秒，東経130度39分9秒の地点から北緯31度14分2秒，東経130度39分52秒の地点に至る部分に限る。），北緯31度14分2秒，東経130度39分52秒の地点と北緯31度12分27秒，東経130度39分38秒の地点を結ぶ線，指宿市番所鼻先端（北緯31度12分36秒，東経130度38分11秒）を中心とする半径2,300メートルの円弧（北緯31度12分27秒，東経130度39分38秒の地点から北緯31度11分22秒，東経130度38分23秒の地点に至る部分に限る。）及び陸岸により囲まれた海域
- 3 阿久根市脇本字梶石10791番4（黒之瀬戸大橋阿久根市側橋台取付部）と出水郡長島町山門野字魚待4090番16（黒之瀬戸大橋長島町側橋台取付部）を結ぶ線及び同町城川内字長崎原1726番2（長崎鼻灯台）の地点から西へ向かう線の北部の本県陸岸の地先海域であって，別記4の水域に係る部分を除いたもの
- 4 北緯32度8分3秒，東経130度20分44秒の地点を基点として，同地点から285度250メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から276度420メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から265度185メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から247度1,630メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から154度30分1,025メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域，北緯32度7分38秒，東経130度15分43秒の地点を基点として，同地点から223度375メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域，北緯32度8分58秒，東経130度15分44秒の地点を基点として，同地点から209度175メートルの地点を結ぶ線，北緯32度8分52秒，東経130度15分41秒の地点を基点として，同地点から129度90メートルの地点を結ぶ線，北緯32度8分49秒，東経130度15分46秒の地点を基点として，同地点から60度200メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度7分29秒，東経130度12分54秒の地点を基点として，同地点から16度61メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から118度144メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度7分16秒，東経130度12分13秒の地点を基点として，同地点から274度45メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から219度125メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度6分46秒，東経130度11分26秒の地点を基点として，同地点から210度235メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度7分2秒，東経130度10分35秒の地点を基点として，同地点から67度55メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から14度41メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度7分41秒，東経130度10分38秒の地点を基点として，同地点から166度520メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度8分54秒，東経130度12分の地点を基点として，同地点から180度34メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から133度38メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から76度130メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から31度38メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度9分59秒，東経130度11分14秒の地点を基点として，同地点から93度640メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度11分57秒，東経130度11分36秒の地点を基点として，同地点から321度125メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から247度200メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度12分37秒，東経130度12分23秒の地点を基点として，同地点から331度400メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度13分6秒，東経130度12分27秒の地点を基点として，同地点から293度255メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度15分37秒，東経130度13分26秒の地点を基点として，同地点から144度88メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から78度395メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度15分59秒，東経130度14分37秒の地点を基点として，同地点から249度230メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域，北緯32度16分9秒，東経130度14分50秒の地点を基点として，

同地点から51度85メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から35度110メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から307度120メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域、北緯32度16分45秒、東経130度15分34秒の地点を基点として、同地点から33度240メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域、北緯32度17分30秒、東経130度14分1秒の地点から30度230メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域、北緯32度16分36秒、東経130度12分48秒の地点を基点として、同地点から6度140メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から55度140メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域、北緯32度15分29秒、東経130度11分15秒の地点を基点として、同地点から196度170メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から216度250メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から265度60メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域、北緯32度14分34秒、東経130度10分35秒の地点を基点として、同地点から127度170メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域、北緯32度14分26秒、東経130度9分52秒の地点を基点として、同地点から64度215メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域、北緯32度13分24秒、東経130度10分32秒の地点を基点として、同地点から90度340メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から68度300メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から352度90メートルの地点を結ぶ線、北緯32度13分37秒、東経130度10分43秒の地点を基点として、同地点から309度170メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域、北緯32度12分55秒、東経130度9分39秒の地点を基点として、同地点から84度330メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域、北緯32度11分59秒、東経130度9分14秒の地点を基点として、同地点から69度177メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域、北緯32度12分57秒、東経130度7分32秒の地点を基点として、同地点から273度125メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から186度335メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域、北緯32度12分36秒、東経130度6分35秒の地点を基点として、同地点から133度133メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域、北緯32度12分6秒、東経130度7分の地点を基点として、同地点から180度110メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域、北緯32度11分20秒、東経130度6分9秒の地点を基点として、同地点から49度375メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域、北緯32度10分5秒、東経130度6分32秒の地点を基点として、同地点から275度70メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から325度130メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から301度115メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から58度70メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から61度180メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域、北緯32度9分20秒、東経130度6分52秒の地点を基点として、同地点から307度315メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から22度140メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域並びに北緯32度8分41秒、東経130度6分52秒の地点を基点として、同地点から19度40メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から354度150メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から114度135メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

#### 鹿児島県告示第842号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和5年11月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所  
熊毛郡中種子町野間字浜ノ田13010番
- 2 指定の目的  
風害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び中種子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第843号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西之表市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年11月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和5年10月2日から令和6年3月11日まで
- 3 作業の地域 西之表市安納地内

#### 鹿児島県告示第844号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西之表市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年11月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和5年10月5日から令和6年3月22日まで
- 3 作業の地域 西之表市上西地内

#### 鹿児島県告示第845号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西之表市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年11月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和5年10月5日から令和6年3月22日まで
- 3 作業の地域 西之表市安城地内

#### 鹿児島県告示第846号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州電力株式会社テクニカルソリューション統括本部土木建築本部長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年11月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（水準測量）
- 2 作業の期間 令和5年10月16日から令和6年3月22日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市、鹿屋市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市及び始良市

#### 鹿児島県告示第847号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、出水市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年11月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（高尾野地区基準点復旧測量）

- 2 作業の期間 令和5年11月20日から令和6年3月15日まで
- 3 作業の地域 出水市高尾野町上水流地内及び東水流地内

#### 鹿児島県告示第848号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

令和5年11月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類  
鹿児島市域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
鹿児島都市計画区域、吉田都市計画区域、喜入都市計画区域、松元都市計画区域及び郡山都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課及び鹿児島地域振興局建設部土木建築課並びに鹿児島市建設局都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間及び時間  
令和5年11月17日から同年12月1日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

#### 鹿児島県告示第849号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

令和5年11月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類  
鹿児島都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
市街化調整区域から市街化区域に変更する部分  
鹿児島市岡之原町、西別府町、五ヶ別府町、田上町、星ヶ峯三丁目、緑ヶ丘町、川上町、西伊敷七丁目、吉野二丁目、吉野町、伊敷台四丁目、小野町、小野三丁目、小野四丁目、明和二丁目、西陵二丁目、西陵七丁目及び西陵八丁目の各一部  
市街化区域から市街化調整区域に変更する部分  
鹿児島市緑ヶ丘町、川上町、岡之原町、吉野町、伊敷台四丁目、伊敷台七丁目、小野三丁目、西陵二丁目、西陵七丁目、光山二丁目、東坂元四丁目、坂元町、稲荷町、清水町、下田町、伊敷町、西伊敷一丁目、西伊敷二丁目、西伊敷七丁目、伊敷五丁目、伊敷八丁目、小野町、田上五丁目、田上八丁目、田上台四丁目、星ヶ峯六丁目、山田町、中山町、清和二丁目、自由ヶ丘二丁目、錦江台一丁目及び下福元町の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課及び鹿児島地域振興局建設部土木建築課並びに鹿児島市建設局都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間及び時間  
令和5年11月17日から同年12月1日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30

分から午後 5 時 15 分まで

**始良・伊佐地域振興局告示第 47 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により，指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 5 年 11 月 17 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
みゆき苑訪問介護事業所	霧島市隼人町松永 895 番地 3	社会福祉法人豊生会	霧島市隼人町松永 895 番地 3	熊丸日出生	令和 5 年 11 月 1 日	居宅介護・重度訪問介護

**始良・伊佐地域振興局告示第 48 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 5 年 11 月 17 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ピリープきよみず	霧島市国分清水三丁目 7 番地 30 号	しんち合同会社	霧島市国分福島三丁目 19 番 24 号	新地 裕作	令和 5 年 11 月 1 日	短期入所

**公 告**

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 5 年 11 月 17 日

鹿児島県立武岡台特別支援学校長 濱崎信一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称  
陸上運送サービス（鹿児島県立武岡台特別支援学校通学バス（2号車）運行業務）
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県立武岡台特別支援学校  
鹿児島市小野町 2760 番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和 5 年 9 月 22 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社アーベル  
鹿児島市石谷町 88 番 1
- 5 随意契約に係る契約金額  
39,666,000 円
- 6 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号該当

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 5 年 11 月 17 日

鹿 児 島 県 立 鹿 児 島 特 別 支 援 学 校 長 迫 田 博 幸

- 1 落札に係る特定役務の名称  
陸上運送サービス（鹿児島県立鹿児島特別支援学校通学バス（3号車）運行業務）
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県立鹿児島特別支援学校  
鹿児島市吉野一丁目42番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年9月15日
- 4 落札者の氏名及び住所  
南国交通株式会社  
鹿児島市中央町18番地1
- 5 落札金額  
32,450,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続き  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和5年8月25日

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和5年11月17日

鹿 児 島 県 立 鹿 児 島 南 特 別 支 援 学 校 長 芝 原 一 郎

- 1 随意契約に係る特定役務の名称  
陸上運送サービス（鹿児島県立鹿児島南特別支援学校通学バス運行業務）
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県立鹿児島南特別支援学校  
鹿児島市西谷山二丁目5番3号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年9月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所並びに契約金額
  - (1) 南九州観光バス有限公司  
鹿児島市中山町1042番地1  
42,075,000円（1号車）  
41,002,500円（2号車）  
42,075,000円（3号車）  
41,883,500円（4号車）  
40,964,000円（5号車）
  - (2) 株式会社アーベル  
鹿児島市石谷町88番1  
39,600,000円（6号車）
- 5 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号該当

正 誤

令和5年10月6日付け鹿児島県公報第454号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
4	下から7行目	中野功久	森哲志

令和 5 年 10 月 13 日 付 鹿 児 島 県 公 報 第 456 号 の 3 中 次 の と お り 誤 り が あ っ た の で 訂 正 す る。

ペ ー ジ	4	訂 正 箇 所	上 か ら 21 行 目	誤	行政代執行に係る弁償金の収入未済額は 1 億 9,268 万余円で、前年度と同額（収入歩合は低下）であり、依然として多額となっている。 県営住宅使用料の収入未済額は 4,254 万余円で、前年度より増加（収入歩合は低下）し、多額となっている。
				正	行政代執行に係る弁償金の収入未済額は 1 億 9,268 万余円で、前年度と同額（収入歩合は低下）であり、依然として多額となっている。